

## 柳井地区広域消防組合（入札形式） 公有財産売却 - 落札後の注意事項

### 権利移転手続き

入札終了後に柳井地区広域消防組合から落札者へメールにて、今後の手続き等についてお知らせします。メールを確認後、できるだけ早く柳井地区広域消防組合にご連絡いただきますようお願いいたします。

### 必要な費用

#### 契約締結期限までに

##### 【契約保証金】

- ・ 契約保証金は落札価格の10%以上の納付が必要です。
- ・ すでに納付済みの入札保証金を契約保証金とすることができます。この場合、入札保証金のほかに契約保証金を支払う必要はありません。

#### 代金納付期限までに

##### 【売払代金の残額】

- ・ 落札金額－契約保証金額（入札保証金額）
- ・ 落札金額残金は、執行機関の定める売払代金納付期限までに納付する必要があります。

### ご注意

上記費用は、納付期限までに一括で納付してください。

なお、自動車の権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙および自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）は落札者の負担となります。

上記以外に書類の郵送料、振込手数料が必要になることがあります。

### 必要な書類

必要な書類の一部は柳井地区広域消防組合ホームページからダウンロードできます。

- ・ 契約書は、柳井地区広域消防組合が作成し、落札者に送付します。内容を確認され、記名押印の上、柳井地区広域消防組合に返送してください。
- ・ 保管依頼書（買受代金納付時に物件の引渡しを受けない場合）
- ・ 送付依頼書（買受物件が物品で、送付による引渡しを希望する場合）

### 落札者（落札者が法人の場合は代表者）以外の方が権利移転手続きを行う場合

落札者本人（落札者が法人の場合は、その代表者）が売払代金の支払い手続きを行えない場合、代理人が売払代金の支払い手続きを代行できます。その場合、次の書面が必要になります。

- ・委任状
- ・代理人の本人確認ができる書類の写し（運転免許証、保険証等）

※落札者が法人で、法人の従業員の方が支払いを行う場合、その従業員が代理人となり、委任状等が必要になります。

※代理人名で所有権の登記をすることはできません。

## 権利移転の時期と要する期間

権利移転の時期

落札者が売払代金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

## 重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

### 【危険負担】

契約を締結した時点で、危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結から売却物件引き渡しまでの間に、当該物件が行政機関の責に帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、行政機関に対して売払代金の減額を請求することはできません。

### 【引き渡し条件】

- ・売却物件は、落札者が売払代金を納付した時点の状況（現状有姿）で引き渡します。
- ・落札者が法人の場合、物件情報詳細ページなどの記載内容と実地に符合しない事項が売却物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売払代金の減額を請求することはできません。

※法人には、事業としてまたは事業のために契約当事者となる個人も含まれます。

- ・自動車の場合、落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。また、譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

### 【入札保証金の取り扱い】

落札者は物件情報詳細ページなどに記載された契約締結期限までに実施行政機関と売却物件の売買契約を締結しない場合、参加申込時に納付した入札保証金は没収になります。

### 【契約保証金の取り扱い】

- ・売買契約締結後、入札保証金を契約保証金に充当する（契約保証金の納付に代える）ことができます。
- ・契約保証金は、物件情報詳細ページ等に記載された売払代金納付期限までに、実施行政機関が売払代金の納付を確認できない場合、没収になります。

### 【使用用途の制限】

落札者は、契約締結の日から5年を経過するまでの間、当該物件を「風俗営業等の規制及び業務の適

正化等に関する法律」第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、又は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 項に規定する暴力団の事務所の用に使用することはできません。